

## 「ユネスコ加盟 70 年の歴史をたどる」

本コラムは 2021 年の日本のユネスコ加盟 70 年を記念して、当時の文部科学省大臣官房文部科学戦略官である町田氏が個人的な見解を記したものです。内容は 2021 年執筆当時のものであり、また、文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会をはじめ、日本政府の公式な立場を示すものではありません。

### 第 17 回：ユネスコの文化事業（3）

（文責／町田 大輔）

前回は、水没の危機にあった文化遺産を救う運動に端を発し、世界遺産条約の締結・実施に至る有形文化遺産の保護に関するユネスコの活動の歴史をたどりました。世界遺産は今では観光振興の起爆剤にもなり、たいへんな人気を博しています。代表部にいた頃、同僚との食事中の会話で「世界遺産を守ることは極めて重要だ」といった議論でなされ、それ自体は皆賛同したのですが、一人の同僚がそこで「無形文化遺産を守ることはもっと重要だ」と発言しました。

どういう論旨だったかももう忘れましたが、今考えてみると確かにそうだなと思います。有形の文化遺産というのはある国や地域の文化のある時点での断面を記録したのですが、無形の文化遺産は長く存続しているある国や地域の文化そのものだからです。例えば古代文明の遺跡は、こんな大昔に人類は優れた文明を築き上げていたのだという証拠（人類の遺産）として私たちに訴えかけてくるものはありますが、遺跡そのものは死んだものであり、現在の私たちの生活とはあまり関係がありませんし、もしその文明を築いた民族がもはやいなくなってしまったなら、遺跡が存する国の人たちの文化遺産とは言えないでしょう。前回、世界文化遺産の真正性に関する奈良会議について紹介しましたが、木造建築を解体修理できるというのは文化が生きているという証であり、有形の文化遺産でありながら無形遺産としての側面も持ち合わせているように思えます。この究極の例が、伊勢神宮の式年遷宮でしょう。建物は壊してしましますが、建築技術はずっと残ります。人間にとって本当に大事なものは形がないという信念を端的に示していると思います。

無形文化遺産はその地域に住む人たちの生活や精神に息づいている一方で、伝承する人がいなくなれば、形としては何も残らず（今ではビデオ録面の形で残すことができます

が)、死んでしまいます。無形文化遺産の中で最も重要なものは言語ではないかと思いますが、ある地域でしか使われていない言語が何らかの理由で使われなくなれば、いずれその言語は消滅してしまいます。ユネスコは、消滅危機にある言語のリスト (The UNESCO Atlas of the World's Languages in Danger) を 1996 年、2001 年、2009 年 (オンライン版が先行; 印刷版は 2010 年) に公表しています。これは 1992 年の地球サミットを契機に国際自然保護連合 (IUCN) が作成・公表している絶滅危惧種のリスト (“レッドリスト”と言われる) と似たコンセプトで作成されています。世界には 6000~7000 の言語があると言われていますが、2009 年版のユネスコのリスト (随時改訂される) では、2500 ほどの言語が消滅の危機に瀕しているとされ、その危険度に応じて色分けされた上で地図上に示されています。

日本国内でもアイヌ語をはじめとする 8 言語がユネスコのリストに記されていますが、それ以外にも多くの方言が消滅の危機にあります。言語のことはさておいても、全国各地の祭り等の風習が集落の人口減少とともに消滅の危機にあるという例はたくさんあります。日本では戦後早い時期に無形文化財の保護制度ができましたが、ユネスコでは 1970 年代までは有形の文化遺産の保護に重きが置かれていました。1973 年にボリビア大使による民族伝承 (フォークロア) の保護の問題 (「コンドルは飛んで行く」を歌ったサイモン & ガーファンクルの著作権は保護されても、そのメロディーの元となった民謡を伝承してきたアンデス地方の人たちの権利は保護されない) が提起されてから、ユネスコではこれに関する検討を開始し、1980 年代には事務局に無形遺産課を設置し、1989 年には「伝統文化及び民族伝承の保護に関する勧告」を採択しました。1990 年代には、先に述べた消滅危機言語のリストを作成し、1997 年には、「人類の口承と無形遺産の傑作の宣言」という事業を開始しました。この事業開始の背景には、自分たちの文化遺産が世界遺産にはなかなか登録されないというアフリカ諸国の不満があり、口承遺産について評価する枠組みを作るようモロッコ政府からマヨール事務局長 (当時) に提案があったようです。当時のユネスコ事務局の無形遺産課長は愛川紀子さんという日本人女性で、新しい事業の実施準備に取り組んでおられ、その枠組みの案をまとめた資料を執行委員会の会合前に頂いた記憶があります。

1998 年に本事業に関する規定が採択され、2001 年に最初の傑作リストが宣言され、この中には日本の能楽も入っていました。この年は日本のユネスコ加盟 50 周年に当たり、記念のイベントが当時の文部科学省庁舎の隣りにあった国立教育会館のホールで開催されましたが、同年に傑作宣言がなされた能楽の短い公演 (演目は「羽衣」) がその場で行われたほか、ユネスコ総会期間中にも第一線の能楽師のグループが派遣され、公演が行われました。

「傑作の宣言」は2003年、2005年にも行われ、日本の伝統芸能の代表格である人形浄瑠璃文楽と歌舞伎が加えられました。2003年に無形文化遺産の保護に関する条約（無形文化遺産条約）が採択されると、2008年以降は「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」が作成されるようになりました（傑作宣言された無形遺産は新しい一覧表に登録）。

無形文化遺産条約は、世界遺産条約を参考に起案されましたが、世界遺産条約で「顕著な普天的価値を有すると認めるもの」を世界遺産として登録しているのとは異なり、無形文化遺産条約では、無形文化遺産とは「文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するもの」として定義され、またリストの作成の目的の一つとして「文化の多様性を尊重する対話を奨励する」ことが記されています。優れたものだけでなく全ての無形文化財は人類の遺産であるという考え方に立ち、先の「傑作」という概念は「代表的」という概念に置き換えられました。生物種の多様性と同様に文化の多様性が無条件に良いこととされているのです。文化的多様性に関しては、別途2001年に宣言、2005年に条約が採択されています。その過程では「文化は自由貿易の例外とすべきだ」という議論があり、先進国でもフランスはこの立場だったと記憶していますが、留学生受入れのためにフランスの大学でも英語での教育プログラムが普通になっているのを見ると、グローバル化の波には太刀打ちできないことを痛感します。

少し脱線しましたが、条約第2条第1項で定義されている無形文化遺産には、コミュニティーが自分たちの文化遺産と認識している慣習 (practices)、描写 (representations)、表現 (expressions)、知識 (knowledge)、技術 (skills) の5種類が列挙されており、かなり幅広い領域をカバーしています。第2項ではさらに、(a) 口頭による伝統及び表現（無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む。）、(b) 芸能、(c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事、(d) 自然及び万物に関する知識及び慣習、(e) 伝統工芸技術、の5つの分野が例示されています。

条約中の無形文化遺産の定義で一つ注目すべき点は、「This intangible cultural heritage, transmitted from generation to generation, is constantly recreated by communities and groups in response to their environment, their interaction with nature and their history」（第2条第1項）と記されていることです。「日本の伝統文化は昔のものをそのまま保存しようとして存続が困難になっている。時代の変化に合わせて伝統文化も変化していくべきだ。」という指摘をかつてニュージーランドの研究者から受けたことがあります。西陣織のベテラン製作者である金谷博氏は「伝統は革新の連続である」と述べておられました。無形文化遺産は生きている文化なので、変化していくのは自然なことと思われ

ます。

日本の文化財保護制度の上で条約の対象となるものは、指定・登録・選定されている無形文化財、無形民俗文化財、文化財の保存技術の3種類です。日本の制度で保護されていないものは条約の対象になりません。重要無形文化財に指定されるのは芸能（演劇・音楽）か工芸技術で、重要無形民俗文化財に指定されるのは風俗慣習、民俗芸能、民族技術に限定されており、これらが順次ユネスコに推薦され、代表的な一覧表に登録されてきました。中国などいくつかの国はそれぞれの書道・書法を、鷹狩りは多く国が共同で登録していますが、日本ではこれらを文化財保護の対象にしてこなかったため、ユネスコにも登録できません。

しかし 2012 年に日本政府は「和食」をユネスコに推薦し、2013 年の政府間委員会で「和食」は代表的な一覧表に登録されました。この時に審議に付された文書には、無形文化遺産の目録に新しいカテゴリーを設け、和食をそこに記載することが文化審議会で決定された旨の記述があります。文化庁は、2015 年度（平成 27 年度）から 2020 年度（令和 2 年度）にかけて各種の伝統的な生活文化に関する実態調査を実施し、無形文化財と無形民俗文化財の登録制度を創設するための文化財保護法改正案をまとめました。改正法は、2021 年（令和 3 年）の通常国会で成立しました。新しい制度により、今後、書道や食文化が登録されることが予想されます。

「代表的な一覧表」に記載されている無形文化遺産は、139 か国に 629 件あります。うち日本からは 22 件が登録されています。世界遺産の場合と同様、各国からの推薦案件の数が事務局の処理能力を上回るようになり、現在は毎年審査件数を 50 件以内とし、登録案件がない国からの推薦を優先して審査するというような方針が取られています。我が国から推薦できるのは事実上 2 年に 1 回となっています。今後の直近の推薦の締切は今年の 3 月末で、国の新たな制度により登録無形文化財となった「伝統的酒造り」が早速ユネスコに推薦される予定です。

なお、一般的な傾向として条約の批准が遅い日本が、この条約に関しては採択の翌年の 2004 年に 3 番目の締約国となっています。我が国出身の松浦事務局長が無形文化遺産の保護をユネスコの重点事業に位置付けていたことが大きいと思われま

す。次回は、コミュニケーション・情報分野の事業を取り上げたいと思います。



### 町田 大輔

1986年（昭和61年）、文部省（現文部科学省）に入省。文部科学省・文化庁内の各部局のほか、他省庁、地方、独立行政法人、大学、研究所で様々な業務に携わったが、科学と国際分野の経験が比較的長い。1996～2002年、旧文部省国際学術課課長補佐、在仏日本大使館（ユネスコ代表部）一等書記官、文化庁国際文化交流室長、文部科学戦略官としてユネスコに関わった。2023年3月より、独立行政法人 国立文化財機構 アジア太平洋無形文化遺産研究センター（IRCI）所長。

ユネスコ未来共創プラットフォームポータルサイトより  
全20回の寄稿文をお読みになれます →

